

令和8年度魚フェス開催事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度魚フェス開催事業業務委託

2 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

3 業務目的

本市の食や漁業、水産文化等の魅力を広く発信するイベントを開催し、「さかなのまち焼津」のブランド力向上と更なる消費を促すことで、交流人口の増加とともに地域経済の活性化を図る。

4 イベント開催概要

本市で水揚げされる多種多様な魚の魅力を発信するイベント「魚フェス」を開催する。開催にあたっては、市内の教育機関や事業者、団体等と連携し、市全体の賑わいを創出すること。

- (1) 開催日時 令和8年11月14日（土）午前10時から午後3時まで
令和8年11月15日（日）午前10時から午後3時まで（2日間、荒天中止）
- (2) 開催場所 焼津漁港 新港地区（城之腰岸壁 / 位置図は別紙1のとおり）
- (3) 主なターゲット 県内ファミリー層（子連れ）
- (4) 目標集客 2日間合計 40,000人
- (5) 主な内容
 - ・オープニングセレモニー
 - ・MCの進行によるステージイベント
 - ・水産加工品を含む飲食、物販などの一般ブース出店
 - ・自治体等によるPRブース出店
 - ・協力団体による一括ブース出店
 - ・船舶の展示、一般公開
 - ・魚や海、港などに関連する体験、ブース展示
 - ・カツオの炭火焼きたたき等の試食配布
- (6) 主催 焼津市

5 業務内容

受託者は以下の業務を実施し、企画、交渉、調整、運営、諸手続き、各種手配等の一切を担うものとする（関連団体や庁内関係各課との調整及び会場使用に係る申請手続きについてはこの限りではないが、必要な資料作成等を行うこと。）。各業務の実施にあたっては実現可能なスケジュールを組み、確実な進捗管理体制を構築すること。なお、スケジュールの作成にあたっては、業務の精算にかかる期間を考慮すること。業務内容は以下に掲げる(1)～(13)とする。

また、受託後に事業を進める中で、関係団体等との調整を通じて急な変更や要望等が発生することを事前に考慮し、委託者と協議を行い、柔軟に対応するよう努めること。

- (1) 会場レイアウトの作成
- (2) ステージイベントの企画調整
- (3) 運営マニュアルの作成
- (4) 人員配置計画の作成
- (5) 保険加入

- (6) 会場設営等
- (7) 出店管理
- (8) 当日の会場運営・進行管理
- (9) 貸与物品
- (10) 協賛の募集
- (11) 広報
- (12) 効果測定
- (13) 業務完了報告書の作成

項目	(1) 会場レイアウトの作成
内容	<p>イベントが円滑かつ安全に運営されるよう全体調整を行い、公衆衛生、危険防止策を十分に講じた会場全体のゾーニング、テント配置等を含めた会場レイアウトを提案し、委託者と協議の上で決定すること。必須事項は以下ア～ナのとおりとする。</p> <p>ア イベント本部を設置し、運営管理や各種問合せ対応にあたること。</p> <p>イ 出店数や想定する来場者数（2日間合計40,000人、ファミリー層中心）を考慮し、十分な飲食・休息スペースを確保すること。なお、配置箇所には工夫を凝らし、飲食・休憩スペースが余すことなく使用されるよう図示すること。</p> <p>ウ 会場内に仮設ステージを設置すること。出演者や来賓の登壇を踏まえ、人の流れの動線に配慮した配置とすること（プログラムの実施に支障がない場合は、ステージトラック等の活用も可能とする。）。</p> <p>エ 仮設ステージの裏手に、ステージ出演者及び着ぐるみ等の控室用テントを十分に設置すること（テント数は、ゲスト出演者により柔軟に増減できるよう対応すること。）。</p> <p>オ 仮設ステージ付近に、ステージイベント観覧用のベンチ又は折りたたみ椅子を適当数設置すること。</p> <p>カ 海上保安庁清水海上保安部が所有する巡視船「おきつ」（汽船、総トン数358、全長56.0メートル）、静岡県水産・海洋技術研究所が所有する沿岸・沖合い漁業指導調査船「駿河丸」（汽船、総トン数188、全長41.92メートル）及び県立焼津水産高等学校実習船「リサーチ」（全長約9メートル）の合計3隻の一般公開にあたって、停泊場所までの来場者の動線を確保し、各船舶の乗船口付近に受付テント等の設置を行うこと。詳細なレイアウトや必要な備品については委託者が各団体と協議の上で決定し、指示する。ただし、以下に掲げる物品及び数量については、注釈がない限り調達を必須とする。なお、上記にて指定する各船舶の名称は、関係団体の都合により変更となる可能性があるが、概ね同程度の船舶が展示されるものと想定する。</p> <p>■巡視船「おきつ」</p> <p>着ぐるみ・制服試着コーナーとして以下を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テント（大）2張：横3.6メートル×縦7.2メートル（8坪） ※規格外につき調達不可である場合は、上記に代替する同等品とすること。 ・テント（中）3張：横3.6メートル×縦5.4メートル（6坪） ・横幕4方幕（6坪用）1張分 ・机（クロス付き） 6台 ・椅子 8脚

- ・三角コーン 40個（危険エリア規制用）
- ・バー 35本（危険エリア規制用）

■調査船「駿河丸」

- ・受付用テント（3坪）1張
- ・テーブル（クロス付き）2台

■実習船「リサーチ」

- ・受付用テント（3坪）1張
- ・机（クロス付き）2台
- ・椅子 2脚

キ 県立焼津水産高等学校によるカツオ一本釣り模擬体験、県立漁業高等学園によるロープワーク体験用のブースをそれぞれ設置すること。なお、ブースには、以下の物品を調達するものとする。

■カツオ一本釣り模擬体験（数量は参考値とする。）

- ・テーブル 2台
- ・椅子 2脚
- ・カラーコーン/バー10m×10m 20セット
- ・ブルーシート10m×10m
- ・ブルーシート用ウェイト 8個

■ロープワーク体験（数量は参考値とする。）

- ・テーブル 2台
- ・椅子 2客
- ・カラーコーン/バー6m×6m 12セット

ク カツオの炭火焼きたたきの試食配布ブースを設置すること。なお、試食エリアについては、以下の備品を配置する。

■出展者用（数量は最大値を示した参考値とし、数量変更には状況に応じて柔軟に対応すること。）

- ・テント（3坪）×6社分
- ・テーブル2本 ×6社分
- ・箱馬2個 ×6社分
- ・パラペット看板 ×6社分
- ・炭 ×18俵

■出入口用（数量は参考値とする。）

- ・テント（3坪） ×2張
- ・チラシスタンド ×2個
- ・テーブル ×2台
- ・ゴミ袋 適量
- ・ゴムマット10メートル

■列整理用（数量は参考値とする。）

- ・コーン ×130個
- ・バー ×130本

ケ 岸壁に漁船が停泊する場合の関係者車両駐車スペース及び車両出入りの動線を確認

	<p>保すること（詳細は施設管理者等と協議の上決定する。）。</p> <p>コ 看護師が常駐するための救護所を設置すること。</p> <p>サ 岸壁付近に水難救助担当職員の詰所を設置すること（位置は志太消防本部と協議の上決定する。）。</p> <p>シ 緊急車両の出動を考慮した動線を確保すること。</p> <p>ス 来場者及び出店者を含む関係者用の駐車場を確保すること。</p> <p>ソ 目標集客数に応じた数の仮設トイレ及び手洗い場を設置すること。尿尿汲み取りの手配は受託者が行うものとし、汲み取り費用は委託費に含むものとする。</p> <p>タ 乳幼児向けのオムツ替え、授乳等スペースを確保すること。</p> <p>チ 消防、警察（交通規制）等、イベント実施にあたって必要な手続きを行うこと。</p>
項目	(2) ステージイベントの企画調整
内容	<p>本市にゆかりのあるゲストの出演や、海や魚に関連するプログラムの実施等、イベントのテーマに沿った内容で企画・調整を行うこと。出演者との連絡調整や交通手段の手配、謝礼の支払い等、必要な手続きを行うこと。以下についてはステージイベントに組み込むこととし、その他の実施内容は、提案を基に委託者と協議の上で決定する。</p> <p>ア 14日（土）にイベントのオープニングセレモニー（市長挨拶を含む。）を行うこと。</p> <p>イ ステージ出演の目玉となるゲスト候補のほか、ステージ出演を行う人や団体等の候補も提案すること。</p> <p>ウ 開催日のいずれかで深海魚の解体ショーを1回実施するため、委託者と協議の上で解体用テーブル等の備品の手配、床面の養生、ステージの装飾等を行うこと。また、出演に係る費用を用意し、所要時間は概ね60分程度を確保すること（転換に要する時間は含まない。）。</p> <p>エ 上記とは別に、委託者と協議して決定するゲスト出演者枠を3組程度（2日間を通じて）考慮し、音楽演奏に対応し得る程度の機材、出演に係る費用をあらかじめ用意すること。</p> <p>オ ステージの司会者（男性/1名）については、両日ともに委託者と協議して決定する者を起用し、当該司会者の費用負担は考慮しなくてもよいものとする。ただし、ペアとなる司会者（1名以上）については受託者が確保するものとし、費用もあらかじめ用意すること。</p>
項目	(3) 運営マニュアルの作成
内容	<p>企画に基づいた実施運営マニュアルを作成の上、運営にあたること。マニュアルには、当日の進行や人員配置、各種図面のほか、緊急時対応（地震・津波・火災発生時等及び体調不良者発生時等）や悪天候対応（雨天や暴風）、中止時の対応も含めること。中止の判断基準は委託者と協議の上決定すること。</p>
項目	(4) 人員配置計画の作成
内容	<p>全体管理、ステージ進行、会場内の警備、巡回、来場者の案内・誘導（会場への入退場や避難誘導を含む。）、清掃等を行うため、各所に適正な人員を配置することとし、事前に配置計画を作成し、委託者の了解を得ること。なお、緊急時対応のため会場内</p>

	に看護師2名、水難救助担当職員4名が常駐する（看護師・水難救助担当職員の手配は委託者が行う。配置人数は変更となる場合がある。）。市職員の配置については事前に委託者と協議の上で決定するものとする。
項目	(5) 保険加入
内容	傷害保険（来場者・スタッフ等）及び施設賠償責任保険（対人・対物）に加入すること。
項目	(6) 会場設営等
内容	<p>会場設営・撤去（設営前の状態に復旧）を行うとともに、来場者が安全かつ快適に参加できるよう適切な維持管理を行うこと。なお、会場内では風の影響を強く受けることを考慮し、会場内の安全確保を前提とした工程とすること。</p> <p>ア 会場設営は令和8年11月12日（木）から13日（金）の日没までに行うものとし、撤去は11月15日（日）中に完了するものとする。ただし、仮設トイレの汲み取り・撤去及び最終確認などの軽微な作業は16日（月）正午まで実施可能とする。（詳細は施設管理者等と協議の上決定する。）</p> <p>イ 設営期間中の夜間は駐車場を含む会場内を巡回する警備員を配置すること。</p> <p>ウ 海中転落防止策を講じること。</p> <p>エ イベント終了後は会場内及び会場周辺の清掃及びごみの収集処分を実施すること。来場者の飲食により出たごみは各自持ち帰りを原則とし、会場内でごみ袋を配布すること。</p> <p>エ 会場施設等に損害を与えるなど、その原状回復に費用が生じた場合は、原則として受託者が負担すること。</p>
項目	(7) 出店管理
内容	<p>ア 一般出店者の募集、出店申込書の作成、申込書の受付、申込内容の取りまとめ、出店者への連絡を行う事務局を設置すること（出店者は、露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者・暴力団等反社会的勢力関係者に該当しない者とする。）。また、出店数の内訳は以下を参考とする。</p> <p>★一般出店（事務局による公募有、取りまとめ有、レイアウト作成・備品用意等有） →両日30店舗程度</p> <p>★協力団体による一括ブース出店（事務局による公募無、取りまとめ無、レイアウト作成・備品用意等有） →両日2団体程度（合計35店舗程度）</p> <p>★自治体等PR出店（事務局による公募無、取りまとめ無、レイアウト作成・備品用意等有） →両日10店舗程度。出展料は無料とする。</p> <p>★カツオの炭火焼き試食配布ブース（事務局による公募無、取りまとめ無、レイアウト作成・備品用意等有） →両日1団体（数店舗見込む。）。「(1) 会場レイアウトの作成」で指定する各種備品の準備費用を含め、約50万円程度を用意すること。</p> <p>以上、各日合計75店舗・団体程度を見込むが、状況によって多少の変動があること</p>

	<p>を承知しておくこと。</p> <p>受託者は、委託者及び関係団体との協議を経て、各種手続き（関係機関への申請・届出含む。）を連携して行うほか、店舗配置の調整、当日の設営等を行うと想定する。なお、各種調整にあたっては、委託者と協議して柔軟に対応すること。</p> <p>イ 自治体等PR出店の取りまとめは委託者が行う。協力団体による一括ブース出店の取りまとめは、基本的には当該団体が行うものとし、受託者はレイアウト作成や備品調達を行うものとする。</p> <p>ウ 出店料の設定については、事前に委託者と募集担当事業者との協議の上で決定するものとし、委託者が指定する出店者の出店料は減免又は免除すること。なお、出店料の徴収に伴う収納事務は受託者が担うこととし、徴収した出店料は業務の実施に必要な経費に充てること。</p> <p>※出店等の参加申し込みフォームを必要とする場合は、個人情報取得の観点から、フォームは市が指定する「LoGo フォーム」を使用すること。受託者は、フォームの設問案を提案し、市が作成するフォームの閲覧・集計の権限を付与される方式とする。</p>
項目	(8) 当日の会場運営・進行管理
内容	<p>ステージ進行及び会場全体（駐車場を含む。）の運営を行うこと。また、隣接施設である焼津漁業協同組合及び市場への一般客侵入を防止する策を検討すること。総じて、運営にあたっては、随時委託者に情報共有・確認を行いつつ進めること。</p>
	(9) 貸与物品
内容	<p>イベントの運営にあたり、必要に応じて別表の物品を委託者より貸与することができる。受託者は、物品の使用にあたって破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、万が一損害が生じた場合にかかる費用は受託者が負担すること。貸与された物品は業務完了後、速やかに返却すること。</p>
	(10) 協賛の募集
内容	<p>企画内容の充実を図ることを目的として、協賛を募り活用できるものとして、追加提案を行ってもよい。なお、協賛を募る場合は以下の条件を満たすこと。</p> <p>ア 協賛募集要項ほか必要な書類については受託者が作成し、委託者の承認を得た上で幅広く募集すること。</p> <p>イ 協賛内容は協賛金、物品、企画のいずれかとする。</p> <p>ウ 協賛内容に応じた露出等の条件を委託者と協議の上で決定すること。ただし、イベント名称に協賛事業者名等を付記することはできない。</p> <p>エ 予定した規模の協賛が確保できなかった場合においても、提案した企画は受託者の責任において確実に実施すること。</p> <p>オ 協賛募集は受託者が中心となって折衝し行うこと。</p>
	(11) 広報
内容	<p>目標集客数の達成や協賛メリットにつながる効果の高い手法を検討し広告・宣伝等を行うこと。次の内容については必ず実施することとし、その他具体的な広報手法は提案によるものとする。下記アを同一の制作物で兼ねることは可能とするが、掲載内容は委託者と協議の上で決定すること。</p> <p>ア 事前広報用のポスター、チラシを制作すること。市内外への配布のほか、出店者や協賛者、関係機関や協力団体等への配布を踏まえ、必要と考える部数・仕様で作</p>

	<p>成すること。作成部数には市内の保育所・幼稚園への配布（約 3,600 部）分を含めること。なお、委託者及び関係機関等への発送・納品業務は受託者が担うものとする。</p> <p>イ イベント告知用サイトを作成し、データ一式を納品すること。条件は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) イベントの日程や見どころ、出店者の紹介、ステージプログラム、会場へのアクセスやレイアウト、来場にあたっての注意事項のほか、必要と考える情報を掲載すること。</p> <p>(イ) 公開は委託者が管理する公開サーバーに FTP にて公開することによって行う（URL は「https://www.city.yaizu.lg.jp/toto-fes/」を予定。）。</p> <p>(ウ) サイト構築にあたっては、実施前に 1 回以上、市ホームページ担当課との協議を行うこと。</p> <p>(エ) サイトデータは、データベース（MySQL 等）を使用しない静的ファイルとし、そのまま FTP でアップロード可能な形式で納品すること。</p> <p>(オ) サイトコンテンツは別紙 2 の基準をある程度満たす内容で作成することとし、各項目の適合有無を記入したリストを委託者に提出すること。</p> <p>(カ) 受託者はサイト作成に当たり、納品前にデモサイト等により委託者にデザイン及び内容の確認を行うこと。</p> <p>(キ) 作成する全ページの html に、市で運用する Google Analytics の計測用タグを記述すること。なお、計測用タグに必要なスクリプトは別途指定する。</p> <p>(ク) 委託者から指示があった場合は、サイトに、指定する市共通ヘッダーやフッターの実装を行うこと。なお、必要なスクリプト等は別途指定する。</p> <p>(ケ) 委託者から内容及び表記等に修正の指示があった場合は、指示に従い修正を行うこと。</p> <p>(コ) 公開期間は令和 8 年 9 月下旬頃から令和 8 年 12 月末頃（予定）とする。 ※詳細日程については協議により決定する。</p> <p>(サ) サイト公開後に出店内容やステージプログラム等の更新がある場合は、都度修正データを作成し納品すること（更新は 5 回以内を目安とする。）。</p> <p>(シ) 納品データはサイト反映日の前開庁日正午までに委託者に納品すること。 ※ウェブサイト、出店等の参加申し込みフォームを備え付ける場合は、個人情報取得の観点から、フォームは市が指定する「LoGo フォーム」を使用すること。受託者は、フォームの設問案を提案し、市が作成するフォームの閲覧及び集計の権限を付与される方式とする。</p> <p>ウ 委託者や協力団体等による情報発信に活用するため、上記ウのサイトへの誘導用バナーを作成し納品すること。なお、ファイル形式やサイズなどの規格は別途指定する。</p> <p>エ 広報用の印刷物には上記ウのサイトへ誘導する二次元バーコードを掲載すること。</p>
項目	(12) 効果測定
内容	<p>事業効果を検証すること。具体的な手法は提案によるものとするが、イベントの当日来場者数及び出店に係る売上実績（又は体験人数）は必ず報告すること。なお、イベントの当日来場者数については、概算値をイベント終了後速やかに報告すること。</p>
	(13) 業務完了報告書の作成

内容	業務完了後、業務の実施内容と成果、すべての広報に関する成果、委託業務収支決算書（事業収入が生じた場合に限る。）、その他実施内容の説明に必要なと考えられる資料等を報告書として作成し、速やかに提出すること。
----	---

6 業務の進め方

業務の詳細については適宜協議を行いながら進めるものとし、進捗状況を綿密に報告すること。

7 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

8 著作権その他の権利

(1) 製作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に譲渡する必要はないが、制作物が著作物に該当する該当しないにかかわらず、委託者が当該制作物の撮影画像等を市のPR等に使用する権利は保証すること。

(2) 次のいずれかの者に制作物にかかる著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させること。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

9 その他

(1) 秘密保持

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(2) 再委託の禁止

ア 受託者は、本業務の全部又は大部分を第三者に委託することはできない。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を委託者に提出し、承認を得なければならない。

(3) 費用弁償

本仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、受託者の負担とする。

(4) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び業務実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議の上で決定すること。

別表（５（９）関係）

物品	数量（上限）	想定される使用場所	保管場所
担架	1台	救護所	焼津市消防防災センター （石津 728-2）
簡易ベッド	1台		
毛布	10枚		
血圧計	1台		焼津市役所
自動体外式除細動器 （AED）	1台		焼津市役所
U字溝	18個	鯉の炭火焼きブース	焼津市内 （会場の約1km圏内）
焼き網	25枚		
トング	20個		
十能	5個		
コンクリートブロック	40個		
ドラム缶	2個		
トロ箱	30個	ステージ観覧席 飲食コーナー	焼津市内 （会場の約2km圏内）
長机	50台	会場内各所	市内地域交流センター
椅子	85脚	会場内各所	市内地域交流センター